

# 事務分担関係 別表

別表第1-1 [都道府県権限に係る法令事務のうち、特別区が処理する事務]

別表第1-2 [指定都市権限に係る法令事務のうち、特別区が処理する事務]

別表第1-3 [中核市権限に係る法令事務のうち、特別区が処理する事務]

※ 中核市権限に係る法令事務には、特例市その他政令で定める市等の権限に属する事務を含む

別表第1-4 [特別区の特例により都が処理することとされている事務のうち、特別区が処理する事務]

※法令事務については、平成25年4月1日現在で整理

別表第1-5 [任意事務]

## [1.任意事務]

※ 任意事務とは、要綱等事務(国の要綱・通知に基づいて実施している事務)及び任意事務(法令事務にも要綱等事務にも該当しない事務(条例に基づく事務、単独で実施している事務を含む))をいう

※ 平成24年度に実施している事務を整理

※ 「市政改革プラン」に掲げる事務については、プラン策定時(平成24年7月)の内容に沿って整理。ただし、実現した事務については、当該内容を反映

## [2.道路・河川・公園等に係る事務]

※ 道路、河川、公園等に係る事務については、大阪府と特別区の双方に法令上の権限が属するため、大阪府と特別区の手分担を整理

